

# 国立研究開発法人情報通信研究機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 5 年 3 月 31 日  
国立研究開発法人情報通信研究機構  
令和 7 年 1 月 14 日  
一部改正

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 1 0 月 2 2 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 2 7 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、機構が行う全ての事務及び事業を対象とする。

## II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

#### IV. 個別対策に関する目標

##### 1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

##### 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

##### 3. 電動車の導入

機構の所用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2023年度以降全て電動車とし、ストック（使用する所用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

##### 4. LED照明の導入

既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする（ただし、機構の研究活動に支障のある場合を除く）。

##### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに機構で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

#### V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

##### 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

###### (1) 太陽光発電の最大限の導入

###### ア 機構が新築する建築物における整備

機構が新築する建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

###### イ 機構が保有する既存の建築物及び土地における整備

機構が保有する既存の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

###### ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則Z E B Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZ E B Ready 相当となることを目指す。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

### (1) 電動車の導入

機構の所用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2023年度以降全て電動車とし、ストック（使用する所用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、所用車等の効率的利用等を図るとともに、所用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

### (2) LED照明の導入

既存設備を含めた機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする（ただし、機構の研究活動に支障のある場合を除く）。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

### (3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに機構が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。

この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

## 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行うよう努める。

(2) 機構が後援等をする民間等のイベントについても、(1)に掲げられた取組が行われるよう促すよう努める。

## 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) 調査等の勤務時間外に作業せざるを得ないような作業依頼（夕方に依頼し翌日提出期限等）は原則として行わないこととする。

(2) 勤務時間管理の徹底等による超過勤務の縮減や、年次有給休暇の計画的取得について、一層の徹底を図る。

(3) 引き続きテレワークを推進するとともに、Web会議システムの活用等を図る。

## VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

機構は、本計画の実施状況について自主的に点検を行い、毎年の成果を取りまとめた上、公表する。

**Ⅶ. 温室効果ガス排出削減計画**

**国立研究開発法人情報通信研究機構 温室効果ガス削減計画**

		(単位)	2013年度 (基準年度)	2023年度 (参考値)	2030年度 (目標値)	
					(目標値)	(2013年度比 増減量)
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	23,593,000	17,621,370	11,621,000	-51%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	22,243,000	31,185,872	(調整後)	(調整後)
	基礎排出係数使用	kg-CO2	23,091,000	17,265,753	11,265,000	-51%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	22,741,000	30,830,255	(調整後)	(調整後)
	(電気使用量)	kWh	42,423,000	60,636,861	60,637,000	+43%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.544	0.285	0.186	-0.35
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.536	0.508	(調整後)	(調整後)
	電気以外	kg-CO2	502,000	355,617	356,000	-29%
その他	kg-CO2	0	0	0	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	23,593,000	17,621,370	11,621,000	-50%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	22,243,000	31,185,872	(調整後)	(調整後)

**国立研究開発法人情報通信研究機構 温室効果ガス削減対策及び目標**

		(単位)	2023年度 (参考値)	2030年度 (目標値)
設置可能な建築物における太陽光 発電の設置割合 (件数ベース)	%		35.3	50以上を目指す
所用車に占める電動車の割合	%		53.3	100
LED照明の導入割合	%		25.0	100
調達する電力に占める再生可能エ ネルギー電力の割合	%		0	60以上を目指す